

平成27年度 政策評価に関する統一研修

規制の事前評価に関する研修 テキスト

平成27年12月

第1部(講義)

本日の研修の流れ

- 第1部(午前)と第2部(午後)とは、独立した構成としています。
- 第2部から参加された方につきましても、円滑に演習に取り組んでいただけるよう設計しております。
- 本日の研修においては、例題1題、演習3題、計4題の演習に取り組んでいただきます。

時間	内容
10:00~	第1部
10:00~10:20	イントロダクション(全体)
20分	○総務省行政評価局より挨拶(10分) ○講師/アシスタントの紹介(5分) ○研修の進め方の説明(5分)
10:20~11:40	講義
100分	○規制の事前研修の方法(40分) ○例題の説明及び検討(45分) ※休憩を含む ○例題の解説(15分)
12:00~13:10	昼休憩
13:10~	第2部
13:10~13:30	イントロダクション(第2部)
20分	○総務省行政評価局より挨拶(3分) ○第1部の振り返り(10分) ○演習の進め方の解説(7分)
13:30~14:30	演習課題①
60分	○演習課題の実施(40分) ※休憩を含む ○発表及び解説(20分)
14:30~15:30	演習課題②
60分	○演習課題の実施(40分) ※休憩を含む ○発表及び解説(20分)
15:30~16:30	演習課題③
60分	○演習課題の実施(40分) ※休憩を含む ○発表及び解説(20分)
16:30~	まとめ
	○質疑応答・まとめ、○アンケート記入等 ○総務省行政評価局より挨拶

規制の事前評価の進め方

■5つのステップ

■ STEP1:規制の目的、内容及び必要性の定義

- 現状の問題を明らかにし(可能な限り定量的に示す)、規制の新設又は改廃の目的、内容・必要性を説明する。

■ STEP2:費用及び便益の分析

- 規制の影響を可能な限り定量的に把握する。
 - ①共通事項の検討:分析対象期間・ベースラインの設定、規制による影響の特定
 - ②費用の分析:遵守費用、行政費用、その他の社会的費用に類型し、定量的に(金銭価値化して)分析
 - ③便益の分析:各要素について、定量的に分析(さらに便益についても、金銭価値化できれば望ましい)

■ STEP3:費用と便益の関係の分析

- 規制による便益が、費用を正当化できるかどうか分析し、その結果を論理的に説明する。

■ STEP4:代替案との比較

- 想定される代替案についても、同様の分析を行い、規制案と比較する。

■ STEP5:評価書の作成

- 上記STEP1～STEP4における分析結果を評価書として整理する。

規制の事前評価の進め方

■チェックポイント

- 次ページ以降では、先の規制の事前評価の進め方(5つのステップ)について、それぞれ紹介していきます。より詳細な内容につきましては、規制の事前評価マニュアル(案)を御参照ください。
- 各ステップの実施に当たっては、以下のような観点を念頭に置き、評価書の各パートがこれらの疑問に答えるものとなっているか確認しながら進めることが重要です。

チェックポイント	概要
①現状の問題は明らかになっているか？本当に規制が必要か？	現状の問題が、規制の新設または改廃が必要である根拠となる。措置の必要性のみならず、規制以外の政策手段ではなく、規制を採用する理由についても説明する。また、現状の問題を明らかにすることは、次のステップのベースラインの設定においても重要である。
②ベースライン(分析に当たっての前提・基準)は明確に設定されているか？	ベースラインを基準として、その後の分析(費用及び便益の分析、代替案との比較等)を行う。基準があいまいであると、分析を正確に行うことができない。
③規制による影響が全て考慮されているか？	規制による影響を分析する上で、まず各要素を網羅的に把握することが必要である。さらに、それらの要素について、できる限り定量的に把握する。
④費用と便益の関係性が正確に分析され、論理的に説明されているか？	費用と便益を比較分析した上で、便益が費用を上回ること、もしくは規制を導入すべきことを論理的に説明する(費用の正当化)。
⑤代替案が適切に設定され、規制案と比較されているか？他により良い手段はないか？	より良い規制とするために、想定される代替案の検討も必要である。選択された規制案が、他の想定される代替案よりも良いことを説明する。

STEP1: 規制の目的、内容及び必要性の定義

【実施事項】

- まず現状の問題を明らかにします。この際に、問題を定性的に記述するのみならず、問題を端的に示す定量データ（指標の時系列推移）を用いて説明することが望まれます。
 - 規制の新設又は改廃が必要な根拠となります。ただし、問題に対する措置の必要性だけでなく、その手段についても検討が必要です。規制以外の政策手段についても検討します（詳細は次ページ）。
 - 問題を明らかにすることは、ベースラインを設定する上での基盤にもなります。
- こうした検討を行った上で、評価書として、検討結果をわかりやすく説明します。

【イメージ・留意事項】

■ 規制の必要性 (現状の問題)

アウトプットを示す指標

アウトカムを示す指標

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 (現在)
製造工程において 有害物質を取り扱う事業者数(社)	1,000	1,100	1,200	1,000	900
有害物質に曝露している 従業員数(人)	20,000	20,020	19,000	18,500	18,000
従業員 一人当たりの曝露量(52 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	52	53	62	56	57
有害物質による 疾患の罹患患者数(人)	298	300	498	392	359
疾患の罹患患者数/ 有害物質に曝露している従業員数(%)	1.5	1.5	2.6	2.1	2.0

■ 規制を新設又は改廃する目的

- 労働者が製造工程で使用される有害物質に曝露することより特定の疾患に罹患することを防ぐため、曝露量を最小限に抑える。

■ 規制の内容

- 該当の有害物質を使用する事業者に対して、曝露量を減らすための適切な措置を講じることを義務づける。

STEP1: 規制の目的、内容及び必要性の定義

■ 規制以外の政策手段の検討

- 規制以外の政策手段として、経済的インセンティブや情報提供、自発的アプローチ等があります。
- 経済的インセンティブを検討するに当たっては、以下のような視点があります。

視点	概要
取引可能な許可 (例: 排出権取引)	<ul style="list-style-type: none">■ この手法は、汚染物質の総排出量を制限する環境政策に用いられている。具体的には、認められた総排出量を何らかの基準に基づき汚染源に割り当てるといったものである。排出権の価格は市場で需要と供給によって決まり、その購入にかかる費用は、企業間でやり取りされるため、社会全体の費用とはならない。■ 企業は排出量を削減するための装置等にかかる追加的な費用を支払う。一方、政府は総排出量を目標水準内に抑えるための行政執行費用を負担する。これらは、費用便益分析の差異に、費用として計上される。
税金・課徴金	<ul style="list-style-type: none">■ 税や課徴金は、消費行動に影響を与える目的で設定される。最も直接的な方法は、年間の排出量や種類に応じて税を課すというものである。■ 税や課徴金は企業等から政府へ移転されるものであり、経済的な費用(economic cost)として取り扱われるべきではない。■ しかしながら、課税対象による排出削減努力に係る費用は規制の費用である。もし、税金・課徴金に関する追加的な管理費用が発生するのであれば、これは当該代替案の費用として取り扱わなければならない。
助成金・税金の優遇措置	<ul style="list-style-type: none">■ 助成金や税金の優遇措置は、例えば、環境汚染に係る規制の場合に汚染を発生させている事業者の行動に影響を与える目的で用いられる。■ この手法は、税金や課徴金と同等の効果があるが、この場合は政府の費用となる。
供託金払い戻し制度	<ul style="list-style-type: none">■ このスキームでは、支払いは製品に対して課される。しかし、もし製品が再利用されたり、適切に処理されたりした場合には、返金される。

STEP2:費用及び便益の分析

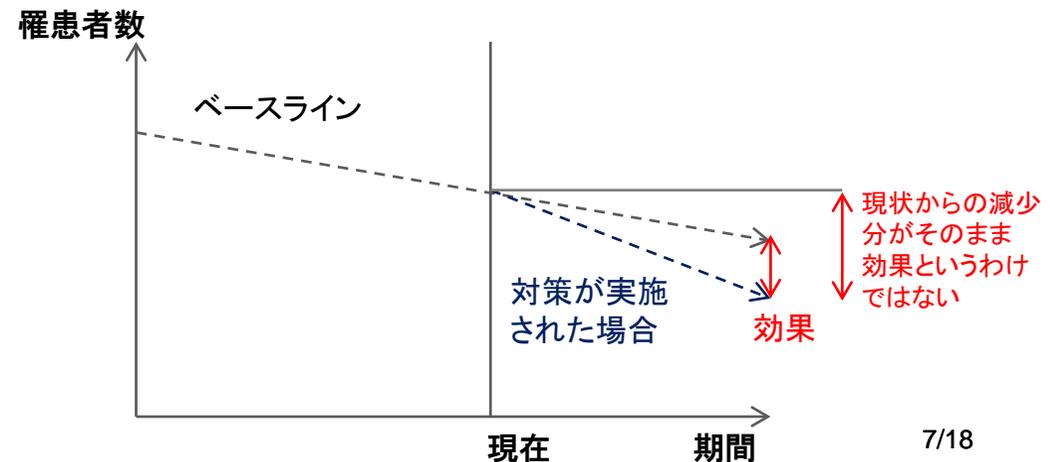
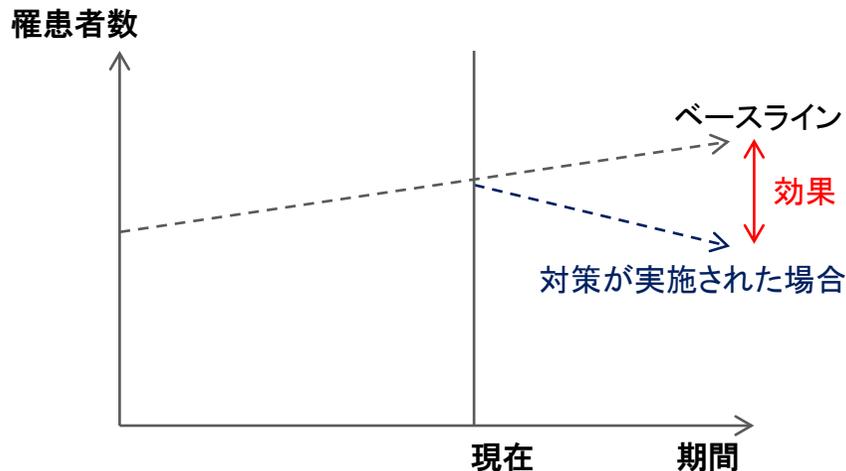
■共通事項の検討(分析対象期間・ベースラインの設定)

【実施事項】

- 分析に当たっての事前準備として、「分析対象期間」及び「ベースライン」を設定します。
 - 分析対象期間は、規制の効果が表れるまでにタイムラグが生じる場合があるため、十分な期間を設けます(例:10年程度)。
 - ベースラインは、いかなる措置も講じなかった場合の状況です。このベースラインを基準として、その後の分析を行います。基準があいまいであると、正確に分析することができません。

【イメージ・留意事項】

- ベースラインとの比較で規制の影響を分析するため、ベースラインとする状態を明確にしておく必要があります。
- ベースラインを設定する際には、単に過去のトレンドを継続させるだけでなく、外部要因についても考慮することが望まれます。例えば、そもそも労働者数が減少傾向にあるのであれば、規制措置がなくても雇患者が減少すると考えられます。事後評価においても、外部要因と切り分けて規制の効果を把握する必要があります。



STEP2: 費用及び便益の分析

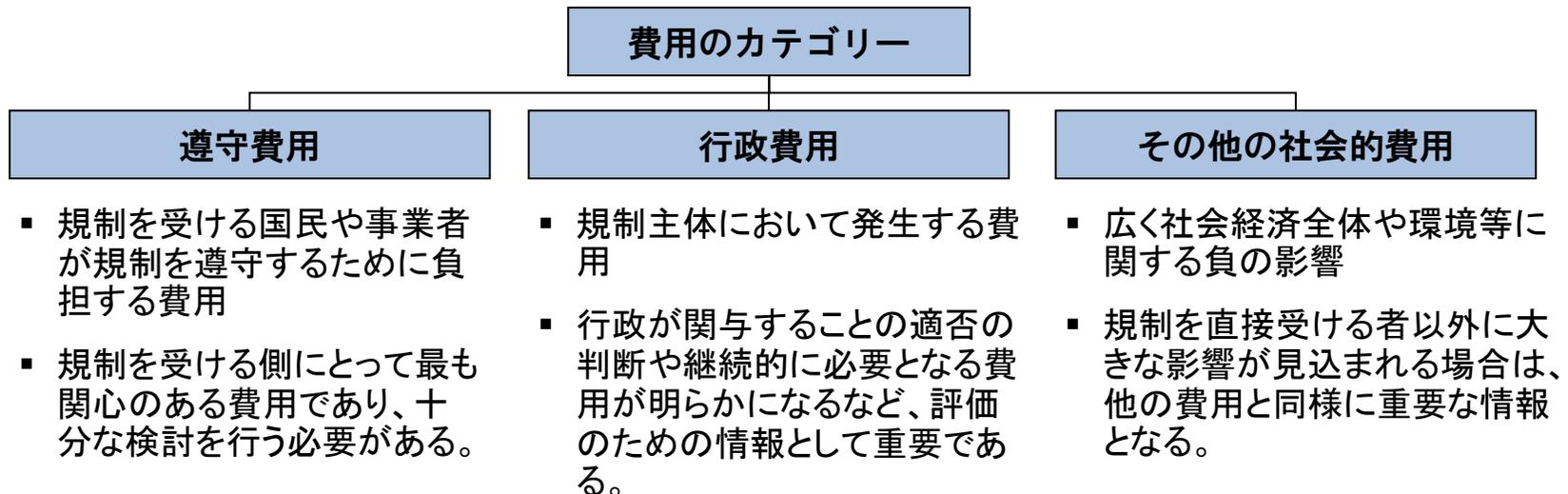
■ 共通事項の検討(影響の特定)

【実施事項】

- 規制の新設又は改廃によって発生・増減することが見込まれる具体的な要素を特定します。
 - 1) まずは、想定され得る影響を全てリスト化します。その際に、影響を受ける主体等を明確にしておきます。
 - 2) その上で、良い影響を「便益」、悪い影響を「費用」として分類します。→規制による影響を全て考慮し分析していくため、影響を体系的に整理しておくことが重要です。

【イメージ・留意事項】

- 費用については、「遵守費用」、「行政費用」、「その他の社会的費用」に類型します。
- 影響を特定するに当たって、その後の分析を円滑に行うため、各要素の主体(数)や原単位、発生確率を念頭に置いておくことが重要です(詳細は次ページ)。



STEP2: 費用及び便益の分析

■ 共通事項の検討(費用の分析、便益の分析)

【実施事項】

- 費用、便益の要素をそれぞれ定量的に分析し、把握します。
- 定量的な把握に当たっては、基本的に、「費用又は便益＝原単位×主体数×発生確率」の形で推計します。

$$\boxed{\text{規制の便益又は費用}} = \boxed{\text{原単位}} \times \boxed{\text{主体数}} \times \boxed{\text{発生確率}}$$

【イメージ・留意事項】

- 費用や便益については、可能な限り定量的に把握します。
- さらに可能であれば、各要素を比較可能とするため、それを金銭価値として一律の単位で把握することが望まれます。なお費用については、人件費単価等を用いて、極力金銭価値化します。

要素		主体		分析例
費用	遵守費用	設備の導入	事業者	設備導入費×事業者数×措置が必要な事業者の割合
		設備の維持管理	事業者	設備維持費×事業者数×措置が必要な事業者の割合
	行政費用	措置の検査	行政	検査費用×事業者数×検査を実施する頻度
便益	罹患者数の減少	従業者・事業者	罹患者による経済的損失×罹患者の減少数	
	死亡者の減少	従業者・事業者	統計的生命価値×死亡者の減少数	

STEP2: 費用及び便益の分析

■ 共通事項の検討(費用の分析、便益の分析)

費用の 分析方法 の例

費用要素	計算式(例)	
	初回費用	継続費用
研修実施	研修費用(円/時間) × 研修時間(時間/回) × 実施回数(回) × 主体数(社)	同様
追加的な人員配置 検査・評価、モニタリングの実施	人件費単価(円/時間) × 作業時間(時間) × 主体 追加的人件費(円/人) × 人員数(人/社) × 企業数(社)	同様
事業者支援(補助金)	補助金額(円/者) × 主体数(者) × 実施回数(回/年)	同様

便益の 分析方法 の例

便益要素		金銭価値化の方法	考え方・計算式(例)
市場財	時間	賃金分析	節減される時間に、単位時間当たりの賃金を乗ずることで推計する。 「賃金(円/時間)」×「節減される時間(時間)」
	訓練	収入・賃金分析	訓練による企業の収益増加分と社員の給与増加分を基に推計する。 「訓練後の収益」-「訓練前の収益」+「訓練後の給与」-「訓練前の給与」
非市場財	環境	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、環境の改善に対して人々が支払ってもよいと考える額(支払意思額)、又は環境の悪化に対して人々が支払って欲しいと考える額(受入補償額)を尋ねることによって推計する。 「支払意思額(円/人)」×「影響を受ける主体の数(人)」
		ヘドニック法	環境の変化による、その土地の市場価格の変化を基に推計する。環境等の質的な変化は、市場価格にキャピタライズして帰着するという考えに基づいている。 「改善後の地価(円/面積)」-「改善前の地価(円/面積)」×「影響を受ける範囲(面積)」
	生命/健康	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、長寿や健康のために人々が支払ってもよいと考える額(支払意思額)を尋ねることによって推計する。 ※計算式(例)は同様
	社会的便益	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、社会的便益のために人々が支払ってもよいと考える額(支払意思額)を尋ねることによって推計する。 ※計算式(例)は同様
		代替法	代替可能な市場財に人々が支払う費用(価格)を基に推計する。 「代替材の価値(円)」×「規模」
施設	トラベルコスト法	訪問地までの旅行費用(トラベルコスト)と訪問回数との関係を基に推計する。 「旅行費用(円/人)」×「影響を受ける主体の数(人)」	

資料) 規制に関する政策評価の手法に関する研究会(2004)「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究報告書」

総務省行政評価局政策評価官室(2005)「諸外国における政策効果等の定量的把握の方法等に関する調査研究結果報告書」

STEP2: 費用及び便益の分析

■ 共通事項の検討(費用の分析、便益の分析)

原単位
の例

■ 統計的生命価値

内閣府(2012)「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査」

<http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/index-c.html>

金銭的損失(治療関係費や逸失利益等)の分析に加え、死亡等による痛み、苦しみ、生活の喜びを享受できなくなることなどの非金銭的(精神的)な損失についても、支払意思額(Willingness To Pay: WTP)を基に分析し、金銭価値化して推計している。

国土交通省(2009)「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」では、当面、内閣府(2007)「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究報告書」の値を用いることとしている。

死亡	人的損失(金銭的損失): 治療関係費、休業損失、慰謝料、逸失利益等	28,315千円
	死亡損失(非金銭的損失): 交通事故による死亡リスク削減に対する支払意思額	213,000千円
後遺障害	人的損失(金銭的損失): 治療関係費、休業損失、慰謝料、逸失利益等	7,864千円
	負傷損失(非金銭的損失): 交通事故による負傷リスク削減に対する支払意思額	8,587千円
障害	人的損失(金銭的損失): 治療関係費、休業損失、慰謝料、逸失利益等	555千円
	負傷損失(非金銭的損失): 交通事故による負傷リスク削減に対する支払意思額	237千円

■ 人の時間価値

厚生労働省「毎月勤労統計調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

「月間給与額」/「月間実労働時間」により、単価を算定する。

国土交通省(2009)「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」では、「賃金率の算定に当たっては、最新の「毎月勤労統計調査年報」(厚生労働省大臣官房統計情報部)を用いることを基本とする。その他根拠資料を用いる場合は、その理由を明記する。」としている。

人事院「平成26年国家公務員給与等実態調査」

<http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/index-c.html>

最新年の平均給与月額を用いて単価を算定する。

※勤務時間については、例えば、一般職の職員の勤務時間の原則、1週間当たり38時間45分(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号))を1ヶ月換算し、時間当たりの平均給与額を算定する。

STEP3: 費用及び便益の関係の分析

■ 費用及び便益の関係の分析

【実施事項】

- 規制による費用と便益を比較分析します。比較の考え方として、以下のようなものがあります。
- こうした分析を実施した上で、当該規制による便益が、その費用を正当化できるか検討し、その結果を論理的に説明します。

【イメージ・留意事項】

- 費用の正当化の方法は、必ずしも純便益がプラスになることを示すだけではありません。例えば、「純便益はマイナスになるが、社会秩序等公益の維持のために規制が必要である」といった趣旨の説明も考えられます。規制による影響、費用と便益の関係性について、きちんと分析した上で、論理的な説明をすることが重要です。
- なお、費用便益分析を行う場合には、規制の事前評価マニュアル(案)も参考になります。現在価値への割引(費用・便益の発生時期の差異を考慮する)等の処理について記載されています。

手法	概要
費用便益分析	■ 費用と便益を同じ単位で比較する →費用・便益ともに金銭価値化されていることが必要となる。 純便益: 便益 - 費用、便益費用比: 便益 / 費用
費用効果分析	■ 費用と便益を異なる単位で比較する →便益について、一定の単位で定量化されていることが必要となる。 金銭価値化されている必要はない。 費用対効果比: 便益 / 費用
費用分析	■ 規制案や代替案の費用を比較する →規制案や代替案において想定される便益が同程度である場合や、想定される便益が明らかに費用より大きい場合に用いられる。

STEP4: 代替案との比較

■ 代替案の設定

【実施事項】

- 想定され得る代替案を設定し、代替案についても同様の分析を実施し、規制案との比較を行います。
→より効果的・効率的な手段がないか検討した上で、規制案が最も効果的・効率的であることを説明する必要があります。

【イメージ・留意事項】

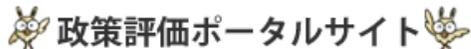
- 具体的に代替案を設定するに当たっては、以下のような考え方があります。

視点	概要
達成水準 vs. 技術規格・設計規格	<ul style="list-style-type: none">■ 課題に対して、「どのような対策をとるかを規制する方法(技術規格・設計規格)」と、「どの程度の成果を出さなければならないかを規制する方法(達成水準)」とがある。■ 達成水準のみを定める方が、各企業の自助努力によるイノベーションや新規技術につながるため、技術規格・設計規格を定める場合に比べて成果が高いことが多い。
基準の厳格さ及び遵守水準	<ul style="list-style-type: none">■ 規制主体は、規制の目標水準を選択できる。■ 高い目標水準にすれば、必ずしも効果が高くなるというわけではなく、高く設定しすぎると遵守する企業が少なくなる場合がある。
導入タイミング	<ul style="list-style-type: none">■ 規制を導入するタイミングも費用や便益に影響する。■ 即時に実施する場合より、ステークホルダーが規制に対する各種調整を行なう時間を与えた方が効率的である場合がある。
執行方法	<ul style="list-style-type: none">■ 執行方法は、規制の遵守を確実にするために使用されるものであり、立ち入り検査から利害関係者の苦情まで様々な方法がある。■ どのような罰則をもうけるかということも規制の費用や便益に影響する。例えば、小額の金銭的罰則は、免許の失効ほど厳しくはないが、目標とする遵守水準の達成には有効である。

参考

■政策評価ポータルサイト

総務省トップ > 政策 > 国の行政制度・運営 > 行政評価 > 政策評価ポータルサイト



政策評価制度について	各府省の政策評価関連情報	政策評価審議会	その他情報
------------	--------------	---------	-------

新着情報 平成27年06月12日 [平成26年度政策評価の実施状況等の国会報告](#)
平成27年06月05日 [第1回政策評価審議会\(5月12日開催\)議事録の公表](#)
平成27年06月05日 [第1回政策評価制度部会\(5月12日開催\)議事録の公表](#) [これより前の情報はこちら](#)

- 政策評価ポータルサイトでは、各府省が行う政策評価に関する各種情報を一元的に閲覧・利用できるようにしています。
- 府省名をクリックすると各府省の政策評価トップページにジャンプし、メニューをクリックすると各府省の各種評価書等メニューが開きます。
- 「各府省政策評価サイト」検索では、政策評価ポータルサイト内及び各府省の政策評価関係情報を対象にしたフリーワード検索ができます。

Google™ 「各府省政策評価サイト」検索 ×

 内閣府 Cabinet Office, Government of Japan メニュー	 宮内庁 メニュー	 公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission メニュー	 警察庁 National Police Agency メニュー	 特定個人情報保護委員会 メニュー	 金融庁 Financial Services Agency メニュー
 消費者庁 Consumer Affairs Agency メニュー	 復興庁 Reconstruction Agency メニュー	 総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications メニュー	 公害等調整委員会 メニュー	 法務省 MINISTRY OF JUSTICE メニュー	 外務省 メニュー
 財務省 メニュー	 文部科学省 メニュー	 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare メニュー	 農林水産省 メニュー	 経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry メニュー	 国土交通省 メニュー
 環境省 Ministry of the Environment メニュー	 原子力規制委員会 Nuclear Regulation Authority メニュー	 防衛省・自衛隊 MINISTRY OF DEFENSE メニュー	 「ひょうちゃん」(政策評価のマスコットキャラクター)		

各行政機関の施策ごとに事前分析表、評価書、行政事業レビューシート、政策評価調書を一覧で見ることができるよ。「政策評価」で検索してね。ほうほう。



「ひょうちゃん」

[政策評価](#) [検索](#)

[http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html]

第2部(演習)

第1部の振り返り

■チェックポイント

- 各ステップを実施していくに当たっては、以下のような観点を念頭に置き、評価書の各パートがこれらの疑問に答えるものとなっているか確認しながら進めることが重要です。
- 第2部から参加されている方もいらっしゃるので、第1部の例題を再度用いて、以下の観点について説明します。

チェックポイント	概要
①現状の問題は明らかになっているか？本当に規制が必要か？	現状の問題が、規制の新設または改廃が必要である根拠となる。措置の必要性のみならず、規制以外の政策手段ではなく、規制を採用する理由についても説明する。また、現状の問題を明らかにすることは、次のステップのベースラインの設定においても重要である。
②ベースライン(分析に当たっての前提・基準)は明確に設定されているか？	ベースラインを基準として、その後の分析(費用及び便益の分析、代替案との比較等)を行う。基準があいまいであると、分析を正確に行うことができない。
③規制による影響が全て考慮されているか？	規制による影響を分析する上で、まず各要素を網羅的に把握することが必要である。さらに、それらの要素について、できる限り定量的に把握する。
④費用と便益の関係性が正確に分析され、論理的に説明されているか？	費用と便益を比較分析した上で、便益が費用を上回ること、若しくは規制を導入すべきことを論理的に説明する(費用の正当化)。
⑤代替案が適切に設定され、規制案と比較されているか？他により良い手段はないか？	より良い規制とするために、想定される代替案の検討も必要である。選択された規制案が、想定される代替案より良いことを説明する。

演習課題

■ 演習の進め方

- 演習3題については、それぞれ以下のような手順で取り組んで下さい。1題当たり40分で発表資料作成まで実施していただくようお願い致します。
- プロセスを3段階に分けていますが、それぞれの所要時間はあくまで目安です。

■ 検討①(各自で実施)・・・目安5分

- ⇒ 別紙の規制の事前評価書を参照してください。
 - 本来であれば事前評価を0から実施していただくことも考えられますが、時間の制約があるため、評価書例(※演習用に加工してあります。)を参考として演習を行います。
 - 評価書を参照し、規制の内容等を把握してください。なお、検討②についても各自で考えてください。

■ 検討②(グループで実施)・・・目安10分

- ⇒ 規制の事前評価書を再検討してください。
 - 規制の事前評価書について、深掘して分析したり、説明のロジックを改良できそうな箇所を選定してください。
 - 上記の観点(複数でもかまいません)について、実際に再検討してください。単に該当箇所を指摘するのみならず、具体的にどのように評価書に加筆等するかまで検討してください。

■ 検討③(グループで実施)・・・目安25分

- ⇒ グループで検討した箇所について、実際に評価書に加筆等してください。
 - 検討した内容を評価書に反映させてください。演習では、加筆等した箇所について発表していただきます。発表では、加筆等した結果のみならず、それに至った考え方を説明してください。
 - なお、検討の結果既存の評価書の内容と特に変わらない箇所はそのままで結構です。

演習課題

■ 演習の進め方

■ グループワークの方法

- 演習に当たって、特に司会進行等の役割分担は決めません。役割が固定化せず、各メンバーが積極的に演習に参加できるようにしてください。
- グループワークにおいては、紙の資料やポストイット等を御自由にお使いください。例えば、規制による影響を列挙したり、深堀して分析できそうな箇所を指摘したりする際にポストイットを御使用ください。
- ただし、最後の発表はパワーポイントのファイルを用いて行っていただくため、回答シートは各テーブルにあるPCで作成してください。
- 担当が各グループを巡回致しますので、不明な点等があれば、お声掛けください。

■ 発表の方法

- 発表時間は、5分／1グループです。 ※各演習課題について、2～3グループに発表していただきます。
- 回答シートに基づいて発表してください。発表時には、各グループの回答シートを前方のスクリーンに表示します。
- 最初に検討した項目や観点を発表してください。その上で、具体的に評価書をどのように加筆等したか、またその考え方や計算方法について発表してください。 ※加筆等した箇所は赤字にしてください。
- 発表に当たっては、前のグループの発表を踏まえて、相違点を重視してください。内容が同じ箇所については、なるべく省略してください。

例題 評価書

政策の名称	総合こども園の創設に伴う所要の措置
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 総合こども園は、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設として創設するものであり、その具体的な制度設計については、小学校就学前の子どもに質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とすることとしている。 その水準を担保するため、学校としての基準と児童福祉施設としての基準を併せ持つ基準を適用し、また、総合こども園の設置主体について、組織・資産等において永続性、確実性、公共性等を担保するため、参入・運営・撤退の各段階を通じて必要な規制を規定する。</p> <p>【規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合こども園の設置者の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項、設備及び運営の基準の遵守を規定する。 ○ 総合こども園の設置者を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び総合こども園の設置者を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び適合法人に限定し、実際に施設を設置する適合法人に対して総合こども園の経営に関する会計の区分経理、他会計への繰り入れの制限、業務状況書類等の作成及び供閲等を規定する。 ○ 国及び地方公共団体以外の者が総合こども園の設置又は廃止等をしようとする際に都道府県知事等の認可を受けることを規定する。 ○ 都道府県知事等の総合こども園に対する指導監督権限(報告の徴収、改善勧告・改善命令、事業停止命令・閉鎖命令、認可の取消し等)を規定する。 <p>【規制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合こども園は、現在の幼稚園における学校教育及び保育所における保育を一体的に行う施設であり、その質を保障するため、学校としての基準と児童福祉施設としての基準を併せ持つ基準を適用する必要がある。 ○ 参入・運営・撤退の各段階を通じて、組織・資産等において永続性、確実性、公共性を担保することが必要である。 ○ 様々な設置主体による多様な事業に対して、都道府県知事等が各地域の実態を踏まえつつ、質を確保するための指導監督を行えることとすることが必要である。
想定される代替案	総合こども園に関して、特段の規制を設けないこととする。

例題 評価書

規制の費用	規制案の場合	代替案の場合
遵守費用	総合こども園の設置者に、認可の手續や基準の遵守等、現行の幼稚園又は保育所に関し規定されている各種の規制と同等の負担が生じる。	特段の規制を設けない場合は、特に遵守費用は生じない。
行政費用	総合こども園の創設に伴い、都道府県等に認可の手續や指導監督等に係る負担が生じるが、現行の幼稚園又は保育所に対しても同様の事務を行っていることから、行政費用は現行とほぼ同等である。	特段の規制を設けない場合は、特に行政費用は生じない。ただし、運営が適切になされない場合は、行政が対応を求められる事になり予測不能な行政費用が発生する可能性がある。
その他の社会的費用	総合こども園に係る規制を設けることにより、総合こども園(仮称)の適切な運営が確保され、社会的費用は最小化すると見込まれる。	特段の規制を設けない場合は、施設の適切な運営が確保できず、質の高い学校教育・保育が担保されない。また、設置者の永続性、確実性、公共性等が担保されないため、設置者が急に撤退してしまう等の場合には、利用者が不利益を被る。

規制の便益	規制案の場合	代替案の場合
	総合こども園に係る規制を設けることで、施設の適切な運営が確保され、①学校及び児童福祉施設の位置付けの付与による学校教育・保育の質の保障、②保育の量的拡大、③家庭における養育の支援の強化等が実現される。 このことは、子どもの健やかな育ちと、出産・子育ての希望がかなう社会の実現に寄与するものであり、その便益は大きいものと言える。	
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	総合こども園に係る規制を設けることで、小学校就学前の子どもに質の高い学校教育・保育を保障すること等の高い便益を確保しつつ、設置主体の組織・資産等において永続性、確実性、公共性等を担保することが可能となる。 一方、特段の規制を設けない場合は、質の高い学校教育・保育が保障されないことに加えて、設置者が急に撤退してしまう等の事態により予測不能な行政費用が生じたり、利用者が不利益を被るなどその他社会的費用負担が生じたりする可能性がある。 よって、総合こども園の創設に伴う所要の措置として、本対策案の各種の規制を設けることは妥当である。	

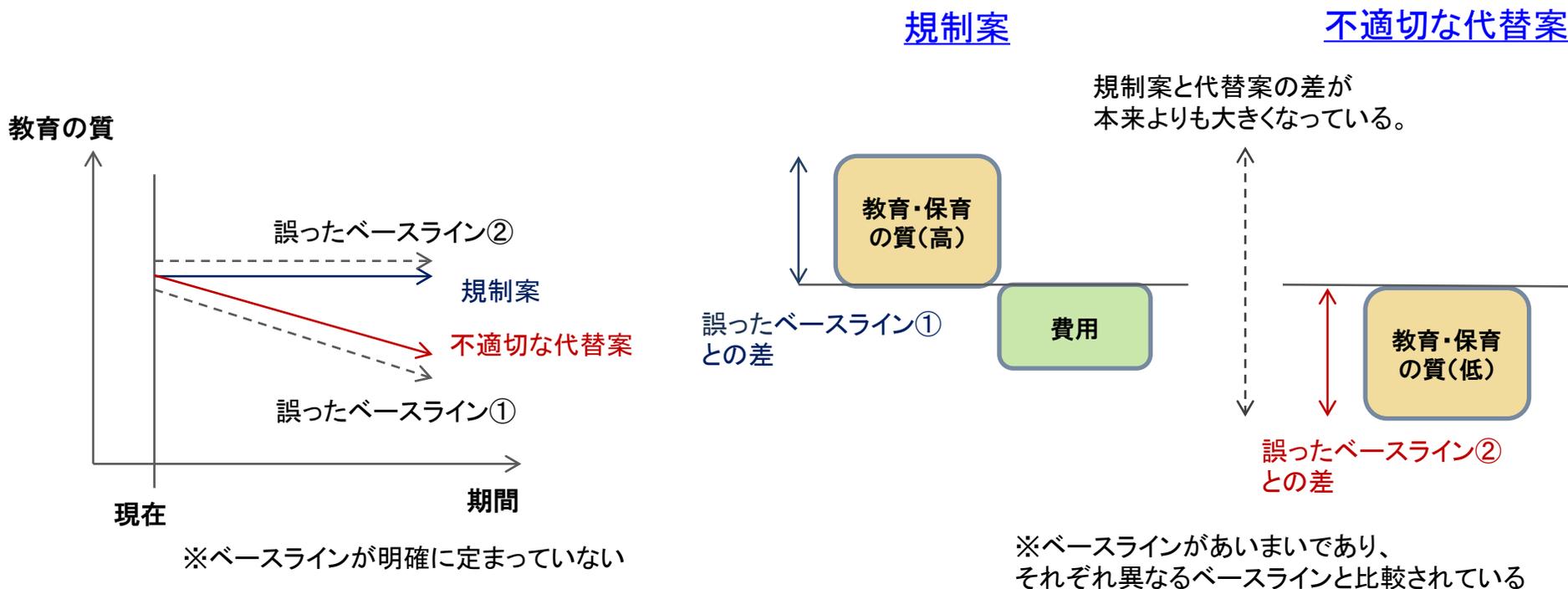
解説

■例題: ベースライン(分析に当たっての前提・基準)は明確に設定されているか?

代替案が適切に設定され、規制案と比較されているか? 他により良い手段はないか?

■ ベースラインが明確に設定されておらず、不適切な代替案(ベースラインと同じ)が設定されていることから、適切な分析がなされていません。

- 費用や便益を特定するに当たっては、ベースラインを基準として、それとの差異によって分析・把握します。
- 本事例の分析では、ベースラインがあいまいであること及び不適切な代替案が設定されていることから、「教育・保育の質」という同一の要素を、規制案では便益(質の向上)として、不適切な代替案では社会的費用(質の低下)として、それぞれ考慮し、二重計上しています。



解説(回答例)

■例題: ベースライン(分析に当たっての前提・基準)は明確に設定されているか?

代替案が適切に設定され、規制案と比較されているか? 他により良い手段はないか?

<p>規制の目的、内容及び必要性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合こども園の設置者の教育過程その他の教育及び保育の内容に関する事項、設備及び運営の基準の遵守を規定する。 ○ 総合こども園の設置者を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び適合法人に限定し、実際に施設を設置する適合法人に対して総合こども園の経営に関する会計の区分経理、他会計への繰り入れの制限、業務状況書類等の作成及び供閲等を規定する。 ○ 国及び地方公共団体以外の者が総合こども園の設置又は廃止等をしようとする際に都道府県知事等の認可を受けることを規定する。 ○ 都道府県知事等の総合こども園に対する指導監督権限(報告の徴収、改善勧告・改善命令、事業停止命令・閉鎖命令、認可の取消し等)を規定する。
<p>想定される代替案</p>	<p>○ 現行の幼稚園又は保育所に関し規定されている各種の規制を維持し、総合こども園として新たに必要な事項についてはガイドラインを設定する。</p>

規制の費用	規制案の場合	代替案の場合
<p>遵守費用</p>	<p>総合こども園の設置者に、認可の手続や基準の遵守等、現行の幼稚園又は保育所に関し指定されている各種の規制で既に求められているものもあるが、新たに追加される規制の分負担が増加する。</p>	<p>規制案と同様の費用が総合こども園の設置者に生じるが、規制案に比べて拘束力が弱いため遵守率が低く、遵守費用は小さくなると考えられる。</p>
<p>行政費用</p>	<p>総合こども園の創設に伴い、都道府県等に認可の手続きや指導監督等に係る負担が生じる。現行の幼稚園又は保育所に対しても同様の事務を行っているが、総合こども園の創設の分負担が増加する。</p>	<p>規制案と同様の費用が都道府県等に生じるが、規制案に比べて拘束力が弱いため遵守率が低く、遵守費用は小さくなると考えられる。</p>
<p>その他の社会的費用</p>		

規制の便益	規制案の場合	代替案の場合
	<p>総合こども園に係る規制を設けることで、施設の適切な運営が確保され、①学校及び児童福祉施設の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障、②保育の量的拡大、③家庭における養育の支援の強化等が実現される。</p> <p>このことは、子どもの健やかな育ちと、出産・子育ての希望がかなう社会の実現に寄与するものであり、その便益は大きいものと言える。</p>	<p>規制案と同様の便益が期待されるが、規制案に比べて拘束力が弱いため遵守率が低く、便益は小さくなると考えられる。</p>

演習課題①

政策の名称	障害者雇用率等の見直し																
<p>規制の目的、内容及び必要性等</p>	<p>【規制の内容・目的】 今般、法定雇用率の見直しを行ったところ、平成23年度の基準割合は2.072%となったことから、平成25年4月より一般の民間企業の法定雇用率を2.0%に引き上げるとともに、国、地方公共団体及び特殊法人等の率を0.2ポイントずつ引き上げ、2.3%（都道府県等の教育委員会は2.2%）とします。 ・ 国、地方公共団体 2.3%（都道府県等の教育委員会 2.2%） ・ 一般の民間企業 2.0%（特殊法人等 2.3%） また、これに伴い、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする事業主を50人以上の労働者を雇用する事業主とします。</p> <p>【規制の必要性】 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）において、事業主は、一定の割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用しなければなりません。また、障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するため、雇用する障害者の数が法定雇用率を超える事業主（国及び地方公共団体を除く。）に対して障害者雇用調整金を支給するとともに、当該数が法定雇用率に満たない事業主から障害者雇用納付金を徴収することとしています。 ※現在の法定雇用率 ・ 国、地方公共団体 2.1%（都道府県等の教育委員会 2.0%） ・ 一般の民間企業 1.8%（特殊法人等 2.1%） 法定雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数等の割合（以下「基準割合」という。）を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して定めることとしています。当該規定に基づき、直近では平成19年に平成18年度の基準割合を見直しを行い、平成20年度以降、据え置くこととしました。平成24年は前回の見直しから5年目に当たることから、法定雇用率の見直しを行ったところ、法定雇用率を改正する必要があるため、所要の改正を行います。</p> <table border="1" data-bbox="410 796 1394 1018"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標</th> <th>H18</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の数</td> <td>67.6 万人</td> <td>76.0 万人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>労働者及び失業者の数</td> <td>3678.2 万人</td> <td>3668.6 万人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>基準割合</td> <td>1.838%</td> <td>2.072%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（調査名・資料出所） H18：平成19年第28回労働政策審議会障害者雇用分科会資料2-2より H23：平成24年第48回労働政策審議会障害者雇用分科会資料2-2より</p> <p>また、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第10条第1項において、政令で定める数以上の労働者を雇用する事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないことを規定しています。 この「政令で定める数」は、身体障害者補助犬法により1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、今般、一般の民間企業の法定雇用率を2.0%に引き上げることから、「政令で定める数」を、法定雇用率2.0%の下で事業主が1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負う50人に改めます。</p>		指標	H18	H23	1	身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の数	67.6 万人	76.0 万人	2	労働者及び失業者の数	3678.2 万人	3668.6 万人	3	基準割合	1.838%	2.072%
	指標	H18	H23														
1	身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の数	67.6 万人	76.0 万人														
2	労働者及び失業者の数	3678.2 万人	3668.6 万人														
3	基準割合	1.838%	2.072%														
<p>想定される代替案</p>	<p>法定雇用率の見直しについては、障害者雇用促進法第43条第2項及び第54条第3項において、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、代替案は想定されません。</p>																

演習課題①

規制の費用	規制案の場合	代替案の場合
遵守費用	法定雇用率の引き上げにより、事業主については、雇用すべき障害者数が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が増える場合があります。 また、身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない対象事業所が増えるため、作業施設や設備の改善、職場環境の整備等の負担が増える場合があります。	
行政費用	事業主に周知するための費用が発生することとなります。	
その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	

規制の便益	規制案の場合	代替案の場合
	<p>【障害者への便益】 法定雇用率の引き上げにより障害者の雇用機会が拡大されます。 また、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする対象事業所が増加することにより、身体障害者補助犬を使用することで就業することができる障害者の雇用機会が拡大されます。</p> <p>【社会的便益】 働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、障害者の社会参加と経済社会の発展に寄与します。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>法定雇用率の見直しについては、障害者雇用促進法第43条第2項及び第54条第3項において、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数等の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるとされており、今回の見直しもこの法律の規定に基づいて行うものです。</p> <p>法定雇用率の見直しによって事業主の負担が増大する場合がありますが、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられます。</p> <p>なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。</p> <p>また、上記改正に伴い、補助犬の使用を拒んではならない事業所の範囲が拡大し、事業主の負担が増大する場合がありますが、補助犬の使用を認められることにより、障害者の雇用機会が拡大し、働く意欲・能力のある者の就業が促進されることを通じて、経済社会の発展に寄与すること等の便益を勘案すると、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられます。</p> <p>なお、その円滑な施行のため、一定の周知期間を設ける等、必要な措置を行っていきます。</p>	

■ 演習①: 規制による影響が全て考慮されているか？

■ 費用について、もう少し詳細に把握できる可能性があります。

- 規制による影響を分析するため、将来予測ということになりデータ等が不足する場合についても、過去データや類似データ等を基に、可能な限り定量的に把握する必要があります。
- 本規制案では、身体障害者又は知的障害者である労働者及び失業者の数等のデータが取り上げられていますが、労働者数が50人以上の企業数のデータも重要となります。このデータがあれば、規制の影響が及ぶ範囲を把握することが可能となります。さらに、1企業当たりの規制への対応に必要な費用を把握できれば、遵守費用を算定できるようになります。
- 行政費用においても、具体的にどのような種類の費用が発生するか予測することは可能です。さらに規制の影響が及ぶ範囲と組み合わせて考えれば、それらの費用の規模もある程度推測できるはずです。

50人以上の事業所数

平成23年6月1日現在、労働者50人以上の企業は84,590。

(労働者56人以上の企業数は平成23年障害者雇用状況報告より、労働者50人以上55人以下の企業数は平成23年高年齢者雇用状況報告より)

$$\boxed{\text{遵守費用}} = \boxed{\text{対応費用}} \times \boxed{\text{事業所数}} \times \boxed{\text{対応が必要な割合}}$$

行政費用

厚生労働省本省及び都道府県労働局並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、リーフレットやポスターを用いて周知広報を行う必要があるため、印刷費用、郵送費用等が発生する。

演習課題②

政策の名称	若者の職業の選択に資する情報の提供
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <p>○企業が労働者の募集を行う際、労働条件以外の職場の就労実態に関する情報を公表するかどうかは、企業の自主的な取組に委ねられている。</p> <p>○しかし、若者について、就職の際に当該企業の情報が入手できなかった場合に転職希望が高まる傾向にあるといった調査結果もあり、就職時に企業の就労実態に関する情報を十分に入手できていないことが、若者の高い離職率の要因の一つと考えられる。</p> <p>【規制の目的、内容】</p> <p>○新卒時におけるマッチングの向上を図るため、新規学校卒業者の募集を行う事業主等に対し、若者の職業の選択に資する情報を広く提供することを努力義務の対象とするとともに、応募者等からの求めに応じて、当該情報を提供することを義務付けることとする。</p> <p>○また、公共職業安定所や職業紹介事業者へ新規学校卒業者に関する求人の申込みを行う事業主に対し、求職者等が公共職業安定所等に当該情報を求めることも想定されることから、公共職業安定所等から求めがあった場合には当該情報を提供することを義務付ける。</p> <p>【規制の必要性】</p> <p>○社会経験の乏しい新規学校卒業者が就職活動を行う際に、企業の人材育成の取組等の情報を入手できるようにすることは、若者にとっては職業の選択に資するものであるとともに、企業にとっては望む人材の円滑な採用に資するものであることから、事業主が新規学校卒業者の募集を行う際に、職場の就労実態に関する情報を積極的に提供するよう促すことが必要である。</p>
想定される代替案	新規学校卒業者からの求めがなくとも、職業の選択に資する情報を提供するよう一律に義務付ける。

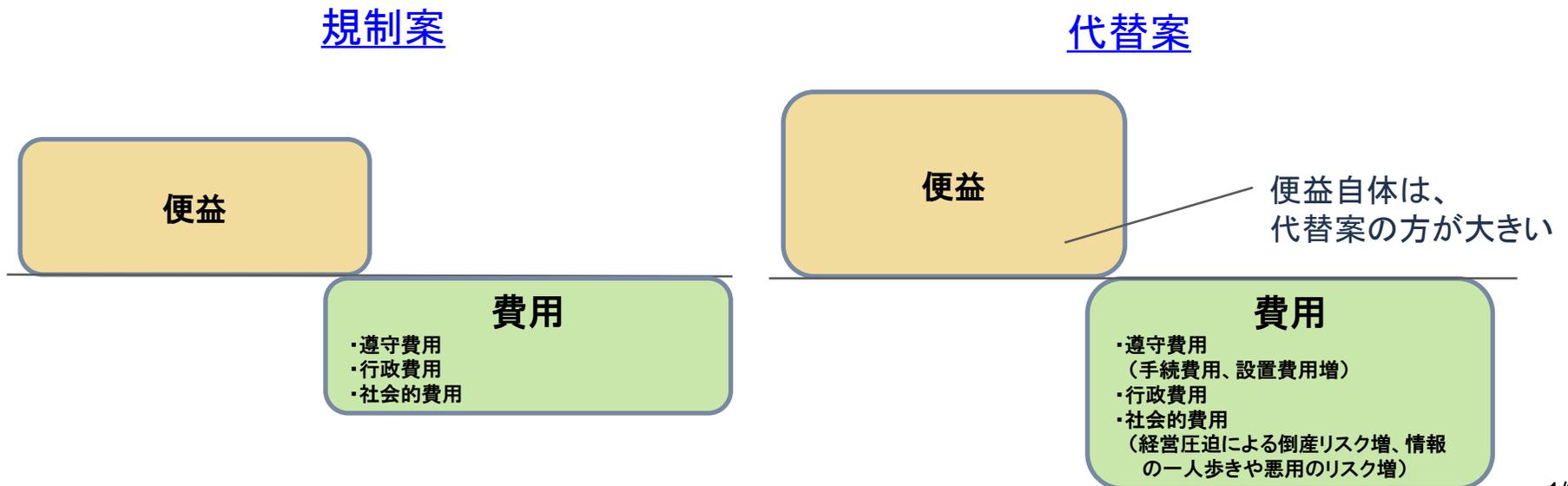
演習課題②

規制の費用	規制案の場合	代替案の場合
遵守費用	新規学校卒業者の募集を行う事業主等において、新規学校卒業者の募集を行う場合、若者の職業の選択に資する情報を広く提供しよう努めるとともに、応募者等から求められた場合は、当該情報を提供しなければならないため、当該情報の整理、情報伝達等の費用が発生する。	新規学校卒業者の募集を行う事業主等において、新規学校卒業者の募集を行う場合、若者の職業の選択に資する情報を広く提供しなければならないため、当該情報の整理、情報伝達等の費用が発生する。
行政費用	国において、事業主が新規学校卒業者からの求めに応じて義務を履行したか、確認するための行政費用が発生する。	国において、事業主が職業の選択に資する情報を広く提供しているか、確認するための行政費用が発生する。
その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

規制の便益	規制案の場合	代替案の場合
	<p>新規学校卒業者にとっては、職場の就労実態を知った上で就職することができるようになるため、適切な職業選択を容易にするとともに、早期の離職を防止することができる。また、新規学校卒業者を募集する企業においても、企業が求める人材を円滑に採用することができる。</p> <p>さらに、社会的便益としては、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、新卒時におけるマッチングの向上により、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることで、社会経済の発展に寄与することも期待できる。</p>	<p>新規学校卒業者にとっては、職場の就労実態を知った上で就職することができるようになるため、適切な職業選択を容易にするとともに、早期の離職を防止することができる。また、新規学校卒業者を募集する企業においても、企業が求める人材を円滑に採用することができる。</p> <p>さらに、社会的便益としては、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、新卒時におけるマッチングの向上により、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることで、社会経済の発展に寄与することも期待できる。</p> <p>しかしながら、広く情報提供を義務付けることにより、必要以上に企業の内部的な情報が流布されることになり、情報の一人歩きや悪用といったリスクが高まるおそれがある。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>規制案を導入することにより、企業における費用の増加はあるものの、職業の選択や求める人材の円滑な採用に資するという便益がある。また、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることにより、ひいては社会経済の発展に寄与するといった便益を享受することができ、規制案導入に伴う費用は得られる便益と比較しても過大とは言えない。</p> <p>一方、代替案のとおり、新規学校卒業者からの求めがなくとも、当該情報の提供を義務付けることとした場合には、事業者にとっては情報の一人歩きや悪用といったリスクが高まることとなり、社会的コストが増すおそれがある。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>	

■ 演習②: 費用と便益の関係性が正確に分析され、論理的に説明されているか？

- 必ずしも規制案の便益の方が、代替案よりも上回っていないなければならないというわけではありません。
 - 代替案は規制案よりも厳しい基準を求める規制となっているため、便益自体は規制案よりも大きくなると考えられます。一方で、代替案では、基準が厳しいためにかえって社会的費用(企業・法人の倒産、情報の一人歩きや悪用といったリスク)が発生するということになっています。
 - しかし、「政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)」においては、それらの詳細は説明されておらず、単に代替案には社会的費用が発生するリスクがある点のみが挙げられ、規制案の方が望ましいと結論づけられています。
 - 代替案の方が便益が大きくなることも含めて、分析結果をわかりやすく詳細に説明した上で、規制案の方が望ましいことを示す必要があります。
 - この場合には、便益のみに着目した場合には代替案の方が大きいですが、費用便益比でみたときには、規制案の方が効率が良いという説明になると考えられます。



解説(回答例)

■演習②: 費用と便益の関係性が正確に分析され、論理的に説明されているか?

規制の費用	規制案の場合	代替案の場合
<p>遵守費用</p>	<p>新規学校卒業者の募集を行う事業主等において、新規学校卒業者の募集を行う場合、若者の職業の選択に資する情報を広く提供しよう努めるとともに、応募者等から求められた場合は、当該情報を提供しなければならないため、当該情報の整理、情報伝達等の費用が発生する。</p>	<p>新規学校卒業者の募集を行う事業主等において、新規学校卒業者の募集を行う場合、若者の職業の選択に資する情報を広く提供しなければならないため、当該情報の整理、情報伝達等の費用が発生する。</p>
<p>行政費用</p>	<p>国において、事業主が新規学校卒業者からの求めに応じて義務を履行したか、確認するための行政費用が発生する。</p>	<p>国において、事業主が職業の選択に資する情報を広く提供しているか、確認するための行政費用が発生する。</p>
<p>その他の社会的費用</p>	<p>その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>	<p>広く情報提供を義務付けることにより、追加的な対応が求められ、また必要以上に企業の内部的な情報が流布されることになり、企業・法人の倒産、情報の一人歩きや悪用といったリスクが高まるおそれがある。</p>
規制の便益	規制案の場合	代替案の場合
	<p>新規学校卒業者にとっては、職場の就労実態を知った上で就職することができるようになるため、適切な職業選択を用意するとともに、早期の離職を防止することができる。また、新規学校卒業者を募集する記号においても、企業が求める人材を円滑に採用することができる。さらに、社会的便益としては、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、新卒時におけるマッチングの向上により、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることで、社会経済の発展に寄与することも期待できる。</p>	<p>新規学校卒業者にとっては、職場の就労実態を知った上で就職することができるようになるため、適切な職業選択を用意するとともに、早期の離職を防止することができる。また、新規学校卒業者を募集する企業においても、企業が求める人材を円滑に採用することができる。さらに、社会的便益としては、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、新卒時におけるマッチングの向上により、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることで、社会経済の発展に寄与することも期待できる。 なお代替案では新規学校卒業者の求めがなくとも当該情報の提供を義務付けるため規制案よりも大きな便益が期待される。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(規制案における費用と便益の分析) 規制案を導入することにより、企業における費用の増加はあるものの、職業の選択や求める人材の円滑な採用に資するという便益がある。また、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることにより、ひいては社会経済の発展に寄与するといった便益を享受することができ、改正案導入に伴う費用は得られる便益と比較しても過大とは言えない。</p> <p>(代替案における費用と便益の分析) 代替案を導入することにより、企業や国における費用の増加に加え、企業・法人の倒産、企業・法人の内部的な情報の一人歩きや悪用といったリスクが高まることによる社会的コストの増加はあるものの、適切な職業の先着や求める人材の円滑な採用に資するという便益がある。また、少子高齢化に伴い若年労働力が減少する中、我が国の将来を担う若者の雇用を促進するとともに早期の離職を防止し、円滑なキャリア形成を図ることにより、ひいては社会経済の発展に寄与するといった便益を享受することができ、代替案の規制導入に伴う企業や国における費用や社会的コストの増加は、便益と比較しても過大とは言えない。</p> <p>(規制案と代替案の比較) 代替案を導入した場合、本規制案を導入した場合以上の便益を得ることができると考えられる。しかし、内部的な情報を広く提供するという企業の費用が増加するとともに、倒産、情報の一人歩きや悪用といったリスクが高まることとなり、増加する便益以上に、費用が大きくなるおそれがある。 これらのことから、代替案と規制案を比較すると、規制案の方が望ましいと考えられる。</p>	

演習課題③

政策の名称	航空法の一部を改正する法律案
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野での利用が広がっている。一方で、人が密集している場所等への落下事案が発生するなど、安全上の懸念が生じている。 このため、航空機との接触や落下等による地上の人への危害・物の損傷を防止するため、無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可を必要とする空域を定めるとともに、飛行させる際に従うべき飛行の方法を定める等、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールを定める必要がある。</p> <p>【規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無人航空機を飛行させるにあたって、国土交通大臣の許可を必要とする空域(※)を定める。【第132条】 ※ア 空港周辺や一定の高度以上の空域など無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域 イ ア以外の空域であって、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空 ・ 無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法(※)を定める。【第132条の2】 ※ア 日中において飛行させること イ 周囲の状況を目視により常時監視すること ウ 人又は物件との間に距離を保って飛行させること 等 <p>【規制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野での利用が広がっている。今後、様々な分野での活用が期待されているが、一方で、人が密集している場所等への落下事案が発生するなど、安全上の懸念が生じている。 ○空港周辺の空域又は一定の高度以上の空域において、無人航空機を飛行させるにあたっては、許可又は通報が必要とされているが、その他には、現在、無人航空機の飛行に関するルールは存しない。 ○無人航空機による航空機との接触や、落下等による地上の人への危害・物の損傷を防止する必要がある。 ○無人航空機を飛行させるにあたって国土交通大臣の許可が必要となる空域を定めるとともに、飛行させる際に遵守すべき事項を定める等、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールを定める。
想定される代替案	無人航空機を飛行させる者が遵守すべき事項等について、法的拘束力のないガイドラインとしてとりまとめ、国土交通省ホームページ等にて公表し、各使用者の自主的な取り組みを促す。

演習課題③

規制の費用	規制案の場合	代替案の場合
遵守費用	第132条又は第132条の2に規定する国土交通大臣の許可を得るための申請等に係る費用	なし
行政費用	許可審査に係る費用	なし
その他の社会的費用	なし	なし

規制の便益	規制案の場合	代替案の場合
	<p>空港周辺の空域や人・家屋が密集している地域の上空などにおいて、無人航空機の飛行は安全が確認されたものに限ること、また、安全が確認されない限り、夜間の飛行や目視外での飛行などを認めないこととし、違反した場合には罰金を科することで、無人航空機の安全な航行を実現し、地上の人や物の安全を確保することができる。</p>	<p>代替案については、あくまで法的拘束力の無いガイドラインに過ぎず、ガイドラインから逸脱した者がいたとしても、罰則等による抑止効果は期待できない。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)	<p>本規制案は、現行に比して遵守費用や行政費用が発生するものの、抑止力を確保することにより、国民の生命、財産に対する危害を未然に防ぐものである。</p> <p>代替案は遵守費用や行政費用は生じないが、あくまで法的拘束力の無いガイドラインに過ぎず、実効性のある形で国民の生命、財産に対する危害を防ぐことは困難である。</p> <p>以上より、本規制案により、安全の確保に万全を期する必要がある。</p>	

■ 演習③: 代替案が適切に設定され、規制案と比較されているか？ 他により良い手段はないか？

ベースライン(分析に当たっての前提・基準)は明確に設定されているか？

■ 代替案の記載内容が不十分であることに加え、ベースライン(分析に当たっての前提・基準)が設定されていないことから、適切な分析がなされていません。

- 代替案を設定するに当たっては、以下のような考え方があります。

視点	概要
達成水準 vs. 技術規格・設計規格	<ul style="list-style-type: none">■ 課題に対して、「どのような対策をとるかを規制する方法(技術規格・設計規格)」と、「どの程度の成果を出さなければならないかを規制する方法(達成水準)」とがある。■ 達成水準のみを定める方が、各企業の自助努力によるイノベーションや新規技術につながるため、技術規格・設計規格を定める場合に比べて成果が高いことが多い。
基準の厳格さ及び遵守水準	<ul style="list-style-type: none">■ 規制主体は、規制の目標水準を選択できる。■ 高い目標水準にすれば、必ずしも効果が高くなるというわけではなく、高く設定しすぎると遵守する企業が少なくなる場合がある。
導入タイミング	<ul style="list-style-type: none">■ 規制を導入するタイミングも費用や便益に影響する。■ 即時に実施する場合より、ステークホルダーが規制に対する各種調整を行なう時間を与えた方が効率的である場合がある。
執行方法	<ul style="list-style-type: none">■ 執行方法は、規制の遵守を確実にするために使用されるものであり、立ち入り検査から利害関係者の苦情まで様々な方法がある。■ どのような罰則をもうけるかということも規制の費用や便益に影響する。例えば、小額の金銭的罰則は、免許の失効ほど厳しくはないが、目標とする遵守水準の達成には有効である。

解説(回答例)

■演習③: 代替案が適切に設定され、規制案と比較されているか? 他により良い手段はないか? ベースライン(分析に当たっての前提・基準)は明確に設定されているか?

<p>規制の目的、内容及び必要性等</p>	<p>【規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無人航空機を飛行させるに当たって、国土交通大臣の許可を必要とする空域を定める。【第132条】 <ul style="list-style-type: none"> ※ア 空港周辺や一定の高度以上の空域など無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域 <ul style="list-style-type: none"> イ ア以外の空域であって、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空 無人航空機を飛行させる際に従うべき飛行の方法を定める。【第132条の2】 <ul style="list-style-type: none"> ※ア 日中において飛行させること <ul style="list-style-type: none"> イ 周囲の状況を目視により常時監視すること ウ 人又は物件との間に距離を保って飛行させること
<p>想定される代替案</p>	<p>【規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無人航空機を飛行させる者が遵守すべき事項等について、法的拘束力のないガイドラインとして取りまとめ、国土交通省ホームページ等にて公表し、各使用者の自主的な取り組みを促す。 またガイドラインの内容は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域及び人又は家屋の密集している地域の上空について無人航空機を原則として飛行させてはならない空域として設定する。 一 無人航空機を飛行させる際に従うべき方法として、日中において飛行させること、周囲の状況を目視により常時監視すること、人又は物件との間に距離を保って飛行させること等を設定する。

規制の費用	規制案の場合	代替案の場合
<p>遵守費用</p>	<p>第132条又は第132条の2に規定する国土交通大臣の許可を得るための申請等に係る費用 また航空法第132条の2に規定されている飛行の方法は、無人航空機を飛行させる者自身が従うべき飛行の方法であり、当該方法に従って無人航空機を飛行させるために無人航空機に特殊な機能を持たせるための改造や人員を確保する必要はなく、追加的な費用は発生しないと考えられる。</p>	<p>無人航空機の操縦者は、安全確保のために、一般的に、当該ガイドラインの内容による必要があると考えられる。したがって、ガイドラインの制定により新たな費用は生じないと考えられる。</p>
<p>行政費用</p>	<p>許可審査に係る費用 また省令等の策定に係る費用が発生するものと考えられる。</p>	<p>ガイドラインの策定に係る費用が発生するものと考えられる。</p>
<p>その他の社会的費用</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

解説(回答例)

■演習③: 代替案が適切に設定され、規制案と比較されているか？ 他により良い手段はないか？
ベースライン(分析に当たっての前提・基準)は明確に設定されているか？

規制の便益	規制案の場合	代替案の場合
	<p>空港周辺の空域や人・家屋が密集している地域の上空などにおいて、無人航空機の飛行は安全が確保されたものに限ること、また、安全が確認されない限り、夜間の飛行や目視外での飛行などを認めないこととし、違反した場合には罰金を科することで、無人航空機の安全な航行を実現し、地上の人や物の安全を確保することができる。</p>	<p>ガイドラインを取りまとめて公表した場合、法的拘束力はないが、自主的な取組の範囲でガイドラインが遵守されれば、一定の安全性が確保される。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(規制案における費用と便益の分析) 本規制案は、現行制度に比して遵守費用や行政費用が発生するものの、国民の生命、財産に対する危害を未然に防ぐものであり、便益が費用を上回ると考えられる。</p> <p>(代替案における費用と便益の分析、規制案と代替案の比較) 代替案について、行政費用が発生するが、自主的な取組の範囲でガイドラインが遵守されれば、一定の安全性が確保されるため、便益が費用を上回る。その上で、改正案と代替案を比較すると、改正案の費用は代替案の費用を上回るが、便益については、罰則等による抑止効果が期待できない代替案に比べると改正案の便益は大きく上回るため、代替案よりも改正案が適切である。</p>	